

第806回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成22年8月12日（木）午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室（県庁16階）

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第804回教育委員会会議録及び第805回教育委員会会議録の承認について

4 第806回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

- (1) 平成22年度学校基本調査速報の概要について (総務課)
- (2) 第2期県立高等学校将来構想審議会に対する諮問について (教育企画室)
- (3) 県立学校に係る損害賠償請求事件の和解について (高校教育課)

6 専決処分報告

- (1) 平成22年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について (総務課)
- (2) 平成23年度使用県立特別支援学校教科用図書採択について (特別支援教育室)
- (3) 平成23年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校教科書の採択について (高校教育課)

7 課長報告等

- (1) 平成22年度全国学力・学習状況調査結果について (義務教育課)
- (2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について (施設整備課)

8 資料（配付のみ）

- (1) 宮城県美術館特別展
「新しい美術の系譜 国立国際美術館 | 大阪 | の名作」について (生涯学習課)
- (2) 多賀城跡調査50周年記念について (文化財保護課)
- (3) 東北歴史博物館特別展
「多賀城・太宰府と古代の都」について (文化財保護課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉会宣言

第806回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成22年8月12日(木) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員, 小林教育長
- 4 説明のため出席した者
菅原教育次長, 高橋教育次長, 吉田総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 熊野義務教育課長, 菊池特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西條参事兼生涯学習課長, 後藤文化財保護課長ほか
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第804回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 | (委員全員に諮って)承認。
- 7 第805回教育委員会会議録の承認について
委 員 長 | (委員全員に諮って)承認。
- 8 第806回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について
委 員 長 | 佐々木委員及び勅使瓦委員を指名。
| 本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 9 秘密会の決定
教育長報告(一般事務報告)
(3) 県立学校に係る損害賠償請求事件の和解について
委 員 長 | 「教育長報告」の(3)については, 非開示情報が含まれていることから, 審議については秘密会としてよろしいか。
| (委員全員に諮って)この審議について秘密会とする旨決定。
| 秘密会での審議は, 次回教育委員会の開催日程決定後に行う。
- 10 教育長報告(一般事務報告)
(1) 平成22年度学校基本調査速報の概要について
(説明者: 教育長)
平成22年度学校基本調査速報の概要について, ご説明申し上げます。資料は別冊の1ページから8ページとなる。この調査は国公立・私立の別を問わず, 学校に関する基本的事項である学校数, 在学者数等の状況を明らかにするために, 毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査である。
資料の1ページをご覧いただきたい。はじめに, 1の「学校数, 学級数, 在学者数及び教員数」について, 平成22年度の本県の学校数は, 小学校が前年度より1校減少し455校, 中学校が2校減少し224校, 高等学校が5校減少し102校となった。学級数は前年度に比べて, 小学校で14学級の増, 中学校で31学級の減となっているが, 詳細については1ページの表1のとおりとなる。なお, ここ1年間に新設又は廃止された学校は, 2ページの表2のとおりである。
次に在学者数について, 学校種別の在学者数は, 1ページの表1の「在学者数」に記載のとおりであり, 小学校で807人, 中学校で1,026人, 高等学校で602人, それぞれ前年度より減少している。

3ページの図1は、小中学校の1学級あたりの児童生徒数である。小学校は23.5人で前年度より0.2人減少、中学校は27.5人で前年度と同数となっている。4ページの図2は、学校種別在学者数の推移である。依然として少子化に伴う減少傾向が続いており、小中学校の在学者数は調査開始以来、過去最低となった。

続いて、教員数について、1ページの表1に記載のとおりであるが、小学校で前年度より24人増加し8,255人、中学校で前年度より40人減少し4,860人、高等学校で80人減少し4,667人となっている。

次に、資料の5ページをご覧願いたい。4の「長期欠席者数」について、理由別長期欠席者数は表3のとおりである。平成21年度の1年間に30日以上欠席した長期欠席者数は、小学校は815人で前年度より110人の減少、中学校は2,456人で前年度より97人の減少となっている。このうち理由別の1つである不登校について、小学校は400人、中学校は2,022人であり、小学校については前年度より39人減少、中学校についても101人減少している。

次に、資料の7ページをご覧願いたい。5の「卒業後の状況」について、中学校の卒業者の進学率及び就職率は、7ページの表4-1のとおりであり、進学率は98.9%で前年度より0.1ポイント上昇し、過去最高となっている。一方、高等学校卒業者の進学率及び就職率は、8ページの表4-2のとおりであり、進学率は47.7%で前年度より1.6ポイント上昇し、過去最高となっているが、全国平均と比較すると6.6ポイント下回っている。就職率は19.9%で、前年度より4.5ポイント低下している。

不登校児童生徒の数は前年度より減少しているが、出現率では中学校で全国平均を上回っていることから、引き続き不登校の未然防止に取り組んでいくとともに、復帰に向けた支援に力を入れていきたい。

また、進学率は中学・高校とも上昇しているが、就職率は前年度より大きく減少するなど、昨今の雇用環境の厳しさを物語る結果となった。生徒の希望する進学や就職の実現に向け、一層の進路指導の充実や就職支援に取り組んでいきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員 3ページの「1学級あたりの児童生徒数」について、私の理解では、1学級の生徒数は、例えば35人とか30人という数字になると思うのだが、この表に出てきている「1学級あたりの児童生徒数」とは、どのような数字であるのか。

教 育 長 児童生徒数を学級数で除した数字であり、1学級当たりの平均の子どもの人数となる。

佐々木委員 学級児童数というのは定められていることから、それを下回る児童数の学級が、多くあるということになるのか。

教 育 長 学級編制基準は40人となるが、それは40人を上限とすることであり、実態としては、その40人を下回る学級数が相当数あるということになる。

佐々木委員 その場合、子どもたちの人数に応じた教員数が配置されているの。それとも、学級数に応じた教員の配置が行われているのか。

教 育 長 基本的には学級数である。

佐々木委員 そうであると、子どもの少ない地域では、学級編制基準の人数に満たない学級があり、そこでは児童生徒の人数に対して教員が多めとなり、新興団地のように子どもたちが集中しているところでは、児童生徒の人数に対して教員が少なくなっているという傾向になるのか。

私が持つイメージからすれば、1学級23人はかなり少ないというものである。ある意味、23人くらいで1学級というのは、目が行き届きやすい人数に近いのではないかという印象もある。ただし一方では、レクリエーションやスポーツ競技を行うには、この人数では少ないという印象もでる。この人数の中でさらに男女がいるし、学級対抗といったことをするにも少ないのではないかということである。

適正な学級数，学級生徒数に対する教員の配置バランスについて，選挙に例えれば「一票当たりの格差」のように，児童生徒1人当たりの教員数の不公平ということは生じていないのであろうか。単純に割り算を行いこの表をだすことの意味が，どこにあるのかと思ったところである。

教 育 長

現在，1学級当たりの児童生徒数は40人と定められているが，国では，現在，その数をさらに少なくしようとする方向で議論が行われている。

そのときに，その人数をどこにおくのかという点について，佐々木委員ご指摘の部分が議論の焦点になってくるものである。現在の上限40人については，仮に児童生徒数が41人になれば，学級を分け，人数を半分，つまり，20人と21人の学級をつくるということになる。例えば，その上限が35人となると，そこを1人超えれば人数を半分にし，学級を分けるということで，1学級当たり児童生徒数は18人ずつとなる。この人数が妥当であるかという議論が以前から続いてきている。

そのような制度面の仕組みの上で，仙台市中心部の非常に子どもの数が多いところでは，上限40人の学級がほとんどということもあれば，へき地等の子どもの数が少ないところでは，上限40人よりも子どもの数が少ない学級が多いということになる。そういう意味では，教員1人が受け持つ1学級の子どもの数は，上限40人から少ないところでは数人まで，非常に幅がでてしまうものである。

小 野 寺 委 員

この速報版で気になるのは，やはり「不登校」である。この2年間，全国的に減少し，宮城県も減っている。ただし，中学校は大変であると思う。中学校の不登校者率は3%であり，これは33人に1人ということで，300人ぐらいの中学校であれば，10人はいるということになる。これは，全国的に見ても宮城県は高いほうになる。中学校の現場では，これまでも頭を悩めているものである。

マスコミの取り上げ方は大きくないが，現場の学校では，この問題に非常に努力している。ある例として，当時，中学2年生の生徒の場合，ほぼ毎日，午前10時から午前11時に先生が自宅まで迎えに来る。10時か11時というのはその時間に起床するからということで，その後，登校の準備が出来てから学校に連れて行く。その生徒は，いまは中学3年生で，学習室への登校であるが，自分で学校へ行けるようになった。修学旅行にも行き，いまは公立高校に入学したいと頑張っている。

この不登校の数字は，私としては，学校の努力によりこの数字で止まっているという思いがある。不登校の背景には様々な原因があると言われているし，何かに原因を決めきれない。本当に手立てはないという実感もある。

最近，気になることに，学校側がその理由として，「家庭環境」を表に出してくるようになった。私はそれについては，「はたしてどうなのかな？」とを感じる部分もあるが，実態としては，そういう面もあるのだろうと思う。

私の数少ない経験から考えると，不登校の生徒というのは，その特徴として2点に絞られる。ひとつには，人間関係が苦手であるということ，もうひとつは，自己肯定感，自己効力感の体験に乏しいということである。私が学校現場にいたときは，できるだけ子どもたちの「認め」の幅を大きくするという。それから，子どもたち一人ひとりに役割と出番があり，集団に位置づけられていることが大事であると考えていた。私は，学校が組織力であきらめずに関わっていくことで，不登校というのはゼロにできると思っているし，それが持論である。ただし，いじめについては，ゼロにすることは難しいと考える。

例えば，不登校が多い学校に対しては，不登校対応の教員を配置しているのか。さらには，小中学校の連携がうまく機能しているところは，実のところ不登校が少ない。確かに学校現場は相当忙しいけれど，その中でも，もう少し目を配ることのできる配慮はできないものなのか。小中学校が不登校で連携するということは，実際のところ

義務教育課長

学力向上にも良い効果があると考えている。

県教育委員会として、不登校ゼロへ向けて頑張ろうとしているところである。生徒指導加配として、学校の希望を受け配置している。これは不登校に限らず、例えば暴力行為など、学校の生徒指導上の案件について、必要な学校には、教員加配により教員数を増やすこととしている。

小中学校連携についても、色々な取り組みを行い、良い成果を出している地区が非常に増えてきている。そのような情報を、県内に向けて発信するという事は、非常に重要なことと考えているところである。

その他には、カウンセラーという側面もある「訪問指導員」を、各教育事務所に配置している。人数は各事務所2、3名、非常勤ということで退職した教員等から任用を行い、不登校の子どもがいる家庭を訪問し、色々なサポートを行い、子どもたちに学校へ戻ってもらうという取り組みを行っている。ただし、まだまだ人数的に少ないということで、ここの補充が必要ではないかということで、検討をしているところである。

小野寺委員

この訪問指導員は平成21年度から始めていると思うが、一人で担当できる家庭は、かなり限られると聞いているがどうなのか。

義務教育課長

配置するとなると、やはり難しいケースを訪問指導員に担当してもらうこととなるため、担当できる家庭数も限られ、訪問指導員にも負荷がかかっている現状である。

小野寺委員

私もそのように聞いている。いずれにしても学校への再登校を促していくことが基本であるし、その努力をあきらめずに続けてほしいと思う。

しかしながら、色々な支援を講じて、学校の枠に入れない子どもがいることは、毎回のこの数字に出ているとおりである。県では、中学校の不登校生徒の実態を、どのように把握しているのか。自宅に居るもの、学校以外の施設に行っているもの、色々なケースがあり、把握するのは難しいかもしれないが、とにかく減らないという事実はここにある。そうすると、見方を変えた考え方も必要ではないかということである。例えば、「適応指導教室」や「フリースクール」というものもあり、実際に、その学校以外の施設に通っている生徒がいる。そのような施設への支援のあり方ということと、そのような施設への評価ということが必要になってきているのではないかと考えるものである。

それから、不登校というのは心の問題だけではなく、実は進路の問題でもある。学校は、生徒に拒絶されても何かの関わりを持ち続けて、とにかく、つないで、つないでいく。中学校は役割として、不登校の子どもたちへの学習支援なり、情報提供を積極的に行う必要があると思っている。これをやらないとなったら、私は大変なことになると考えている。

また、不登校生徒の中には、「勉強は嫌いだが、学校は好き。」という子もいれば、その反対に、「勉強は好きだけど、学校は嫌い。」という子もいる。本当に色々いる。だからこそ、多様な進路を用意する必要があると思っている。そういう意味では、私立高校であるとか、NHK学園のようなところには、非常に助けられてきているし、公立では定時制や通信制が果たしている役割が非常に大きいと思うところである。この不登校の生徒の中には、昼間に定時制に行きたいという生徒もいるが、通学できる圏域の問題もあり、なかなか実現できない面もあるので、県立高等学校将来構想の中での検討が必要ではないかと思っているところである。

佐竹委員

いまの話に続いて伺いたい。県においては、訪問指導員の配置なり、教育事務所単位での取り組みなど、色々講じていると思うが、実際の学校現場では、不登校に対してどのような対応をとっているか把握をしているのか。

義務教育課長

学校では、担任を中心として、不登校が多いところでは、教頭、校長を含めて不登

校に関わるチームを編成し、取り組んでいるところである。家庭訪問では、毎日の授業の様子をプリントで伝えたり、子ども本人や保護者と話をするなど、現状の確認を行っている。ほとんど毎日のように、不登校の子どもたちに関わっていると考えている。ただし、さきほどの話にも出たが、300人いる学校で10人程度の不登校者がいるとなると、クラスに複数の不登校者という事態もあり、もはや担任1人では対応が難しいのも事実である。不登校者だけに対応しているのではなく、他の生徒達、色々な学校活動を行っている中で対応しているということを考慮しなければならない。そういう観点から、現場への支援策について、市町村教育委員会も含めて、何らかのプロジェクト、例えば、臨床心理の専門家、地域の民生委員などと手を組んだ「不登校に対しての解決チームの編成」など、色々な対応が必要ではないかと考えているところである。

この調査結果にあるとおり、不登校の要素には、極度の不安や無気力、その本人に関わる問題というものが高い比率となっている。他には、友人関係、さらにはそこを飛び越えて、学校に行かないことが普通になってきているという現状もあると思われる。この人間関係の部分は、コミュニケーションということもあり、なかなか解決が難しく、その数を減らすのは容易ではないと考えられるが、根気強い対応を行っていきたいと考えている。その子どもは卒業し、やがては社会に出て行くことを考えると、学校が放置して、“仕方がない”ということにはしたくないという思いである。非常に難しい問題ではあるが、誠意をもって、その子どもたちと正面から向かい合う姿勢が必要であるし、そのための必要な支援策について、検討していきたい。

佐 竹 委 員

現場での対応策について了解である。なぜ、その点を聞いたかということ、以前に不登校の子どもについて、次のような経験をしたことがあった。

私の子どもから、地域の子ども会で一緒の子どもが不登校になっているということを知ったのがはじまりで、先生が何度も自宅に迎えに行っても学校に来ないということであった。その時に、「友達がいれば、友達の誰かが誘えば、学校に行くかもしれない。」と考えて、私の子どもに「毎日、その子を迎えに行ってみなさい。」と投げかけてみた。そうしたところ、私の子どもは、いつもより30分早く家を出て、その子の家に迎えに行き始めました。最初の1週間は、どんなに「一緒に学校に行こう。」と言っても、また、その子の家の玄関で座り込んだりもしたらしいが、全然出てきてくれなかった。ところが、10日ぐらいたったときに、その子が、初めてランドセルを持って、黙って出てきて、それから学校に行くようになったというものである。

不登校に関わってくれる学校の先生、教育事務所の指導主事の方々の熱意や誠意はすごく有り難く、よくわかることであるが、やはり原点は、人間関係の構築ではないかと思っている。したがって、学校単位で、友達が誘ってくれる、近所の人と一緒に根気強く関わっていけば、不登校というのはかなり減少してくれると考えるところである。

この話は、その後も入れると、実は3人いて、3人ともこの方法で学校に行くようになってきている。もちろん、学校に行ってくれるまでは、それぞれ色々あったようだが、私の子どもは、ようやく一緒に学校に行ってくれるようになったときに、その子から一言、「来てくれてありがとう」と言ってもらったのがとてもうれしかった。」と言っていた。

このような子どもたちは、学校で友達関係がうまくいくようになると、それから、自分で学校に行くようになる。もう迎えに行かなくても、行くようになる。そういう経験から、子どもたちや地域の人たちにも、広く呼びかけをしていくことが大切ではないかと考えるものである。

「学校では、毎日、家庭訪問をしている。」、「カウンセリングをしている。」という

ことも大切であると思うが、それよりも、友達同士、クラスメイト、地域の人たちがもっと手を差し出して、一緒に関わってくれば、不登校の子どもたちがスムーズに学校に戻れるケースがかなりあると考えられる。

学校側としても、「それは、子どもたちにとって負担だ。」と考えずに、友達だし、クラスメイトだしという感覚で呼びかけを行い、みんなで一緒に不登校の子を学校に戻そうという意欲を持たせてあげる。「家の前に行くだけでも。」「行ってあげて。」「誘ってあげて。」というような「呼びかけ」をしてほしいと思う。子どもは子ども同士。先生が見てくれているといっても、四六時中ではない。同じクラスだったり、同じ地域の子どもや人たちであれば、割と見てあげられる、一緒にいてあげることができる。そのようなつながりが本当の心のケアにもなると考えるものである。

また、そのようなことをしたときに、その事例の結果、例えば、「不登校の子に、子どもたちがこういうふうに関わったら、こうなりました。」というものを、他の学校や地域で知ることができれば、その取り組みがさらに広がっていく。そうすると、子どもたちの中でのコミュニケーションであるとか、人間関係の構築であるというものが、新たに出来上がっていくのではないかとも思ったところである。

義務教育課長

私自身も、委員の話については実体験がある。ほとんどの学校では、「先生も行く。」けど、子どもたちにも「行ってあげて。お願いするね。」ということを行っているところである。実際に、子どもたちの方が、私たち教員がするよりも、有り難い力を発揮してくれるものであり、それが、宮城県での不登校者の復帰率が高いということにも影響しているのではないかと思っている。

それでも実際のところは、先生が相当な部分で、時間、頭、労力を使っている。生徒指導加配とは、加配の教員は不登校の担当ということではなく、例えば、学校に1人教員を増やすということは、学校として加配部分の仕事をやりやすくするためのもので、学校全体として教員を1人増やしているというものである。

訪問指導員については、いまのところ週1回程度の訪問であるが、とにかく様々な声かけを行っていく、次善の方法を考えていくということで関わっているものである。

子どもの社会では、友人を巡る問題というの大きなウエイトを占めており、そこには同じ子どもの力が、非常に大きい力を発揮してくれるので、今後とも呼び掛けを行っていきたいと考える。

佐々木委員

いまの佐竹委員の話に同感である。先生が不登校の子どものお家に行くこと、そのために先生を増員して毎日訪問をするということは、ある意味大切なことだと思うが、その結果、ますます子どもを学校に戻りにくくさせている可能性もある。これはやはり、子どもたち同士で、例えば、学級の中にいくつかのグループを作って、そのグループの中で、子どもたち同士で支え合うような態勢にならないと、不登校の問題は解決しないのではないかと思う。

自分が育った時代は、そのようなことを学校で用意しなくても、上級生や兄弟世代の人たちと一緒にいるグループ的なものがあり、子どもたちがグループ内のみんなで注意をしたり、支え合ったりする仕組みが自然に出来上がっていた。それが、そのうちに段々となくなっていく、学校の中で縦割りのグループが作られるようになり、学校の指導で、上級生と下級生を一つのグループで活動させる仕組みが出来てきたと考えられる。ある意味、自然に、自発的にそれができない子どもたちが育ってきているとすれば、そのような仕組みづくりとその中での活動時間を、学校が十分につくっていくことに力を入れていかないと、先生を何人も配置したり、何回も家庭訪問をしても、おそらくその子はますます浮いてしまう。学校に戻れなくなってしまう状態を強くしてしまう印象がある。いわゆる「周りづくり」に力を入れることが、不登校の子どもたちへの支援として、適切なことではないか考える。

学級運営の中で、その部分は、各担任の教員に任されているのかもしれないが、学校として、上級生から下級生までのグループ活動的な機会を増やす。自分も下級生の面倒を見なければいけないというような態勢があると、学校での役割みたいなものを意識し、「小さい子の面倒を見なければいけないから、学校に行かなくちゃ。」というような動機づけにもなる。そのような良い効果も生じるのではないかと思ったところである。

勅使瓦委員

この長期欠席者の数字について、毎年、新聞等で発表されているが、何のために発表しているのか、いま一つわからないところがある。発表の内容も、前年度と比較してどうだったかという数字だけであり、地域住民として、この情報に触れたときに、具体的にどのような関わりを行えばいいのかという部分の情報がない。

もう一つには、地域にいて、市町村教育委員会が、この問題にどのように対処しているのかが、見えてこない。もちろん個人情報ということで、学校から地域に対して情報を出しにくいということは承知するが、このことについての相談が、何もないというのが実態となっている。

私が住んでいる地域は小さな集落で、戸数だけで見れば、80戸ほどの地区であるが、そのような小さい地区でも、数年前まで不登校の子どもがいたことがある。

小学校では集団登校なので、不登校というのはほとんど出てくるものではなかったが、中学校になると集団登校をしなくなるので、不登校の子どもたちが出てくる。しかも、その内容はうわさ話でしか聞こえてこない。当然、うわさ話で聞こえてくるため、地域として触れてはいけないという感覚になってしまう。そのため、その子どもと日中に出会ったときに、情報がうまく伝わっていないために地域としてどのようなフォローをすればよいかかわからないところがある。

このような発表を行うのであれば、そういった部分への地域の関わり方にまで踏み込めるようなことができないものかと考えるところである。不登校は、学校サイド、教育行政だけで考えたとしても、現実に対応は難しいという気がしている。学校の中だけではなく、その子どもがいる地域の中でどう支えていくかという点を考えていかなければならないと感じる。

小野寺委員

勅使瓦委員の話は、そのような思いの地域があり、取り組もうという土壌があるのは、本当に地域の良さというものを感ずる。

勅使瓦委員

田舎の良さというものがあると思う。

小野寺委員

不登校の背景というのは、本当のところ特定できない。佐竹委員のお話にあった友達というのは、各学校でもほとんど行っており、佐竹委員の例は非常にうまくいったものである。小学校の場合だけであったのか。

佐竹委員

小学校と中学校の両方である。

小野寺委員

発達段階の小中学校では、色々な手立てを、この何年間、実施してきている。それでも、この数字の状況にある。また、集団づくりということも、ものすごく大事にしており、お互いに共感し合う、存在感を認め合うということをしているが、結果はこの数字になる。何が足りないのか、学校の力が足りないのかもしれないが、ここの数字の事実を認めた上で、さらに色々な手立てを講じていかなければならないと思うところである。

佐竹委員

私が聞いた話では、「生徒たちには声を掛けるが、なかなか長続きしてくれない。結局は、生徒の負担になっている。」というもので、生徒が動いているという話をほとんど聞いたことがない状況である。生徒による声かけが行われているということであれば、「継続は力なり。」ということで、色々な手立てがとられているということにはわかるので、是非、継続してほしい。

また、私の子どもの場合は、小学校、中学校とそういうことに関わったが、そのよ

うな生徒を評価してほしい、褒めてあげてほしいと思う。そこからまた、色々な連携をする形について、学校側に呼びかけてほしいという気持ちである。

私のケースの場合は、たまたま3年間、それを子どもが行っていたが、そういうことをしていた学校が、ほかにはあったのだろうかと思うところがある。それを行った子どもは、校長先生をはじめ、お会いするみんなから褒められ、それで調子に乗っていたところもあるかもしれないが、私自身、そのことが成績以上に誇らしく思ったところである。

正直な話、学校による取り組みについて、どこまで行っているのか見えてこない。私の子どもの場合、生徒相談の先生から、「いまの子どもは2、3日やったら辟易(へきえき)してしまって、行ってくれなくなることが多いが、よく続いたね。」という評価をもらった。それも学校から言われて表立って行ったのではなく、他には黙って、自分たちだけでやっていたということを、後になって聞いたということもある。

なんというか、手前味噌の話が例で申し訳ないが、そのような行動というのが大切というか、人間の成長段階で必要なことということの呼びかけをしてほしい。そうすれば、「周りでそういう子どもがいる。だったら、自分たちもそうしてみよう。」という気持ちの形成につながるだろうし、そのような心の成長、心の教育ができるのではないかと思うものである。不登校の子どもたちも、自分にしてもらったことへの感謝の気持ちが持てるだろうし、そこには色々な相乗効果が出てくるものと考え次第である。是非、いま一度呼び掛けを行い、そういう子どもたちがいるのであれば、それを高く評価し、褒めてあげられるような学校の態勢をとってほしい。

委員長

この長期欠席の話について、今日の議論でクローズアップしているところだが、確かに非常に大きな問題であると思う。表3を見ると、平成12年度は不登校というのが長期欠席者の半分くらいであったが、この9年間でその総数は約3割ほど減少したものの、不登校の数はあまり減っていない。結果として今年の調査では、長期欠席者のうち約7割が不登校という状況になっている。

ここで、不登校が、欠席理由になるという点には違和感がある。これは結果であり、そこに何かの理由があって不登校になった。それが何であったのか、どのような形で、個人を集団の中から孤立させてしまったのか。授業のようなものがそうさせたのか、あるいは、個人の間関係がそうさせているのか、その部分の見極めが大切である。

それと、集団にうまく馴染めない人というのは、それが悪いわけではないと思うところもある。若いときに集団に馴染めなかった人で、あとから大物になっているものが相当いる。だから、我々は、もしかすると非常に大切な財産を失っている可能性もある。一人ひとりのニーズに応じた教育ということが、別のところではよく言われているが、一般の人たちにもおそらく必要なことである。個人、個人が何を求めているのかという部分を、しっかりと見ていく方法、それはどうやったらいいのかという部分について、工夫をしてもらおうということで、大きな重要な問題として取り上げていったらいいのではないかと考える。

佐々木委員

他の点で質問がある。7ページについて、中学校の平成22年3月末の卒業生数は22,732人、高校等へ進学した子どもは22,477人、そして、就職した子どもが36人と記載してある。そうすると、計算に間違いがなければ、159人の子どもは中学浪人ということになるのか。そして、その子どもたちがいまどのようにしているのかを学校として把握しているのかどうか。あるいは、どのような支援が行われているのかということを知りたい。

総務課長

159人の内訳について、統計としては、例えば家事手伝い、外国の高等学校へ入学した者などになるが、進路が未定の者というものもあるので、そこは数字の中に詳細な点が表れてこないものである。

- 佐々木委員 その子どもたちが何をしているのかということは、非常に大切なことである。高校や大学を出た子どもたちがどうなっているかという問題とは別に、中学校を卒業した子ども159人が、どのようになっているかという大事な問題である。まだ10代半ばの子どもであり、その子どもたちについて、どのような把握と支援が行われているか知りたい。
- 小野寺委員 どのようなデータ採取であるか不明だが、私が現場で扱った例でも、就職もしないし、進学もしないというものがある。「家庭で面倒を見る」という子どもがやはりいる。これは、全県的にもある話ではないかとも思うし、さっき触れたNHK学園なども進学者には含まれていないと思われる。データとしての採取は難しいだろうが、数字になる以上は、その内容の把握は必要である。
- 佐竹委員 私が保護司として担当する少年たちは中卒で、高校に進学していない子どもたちがほとんどで、進学していても退学・中退というのが実状である。
- 佐々木委員 佐々木委員のお話にある支援ということについて、その範囲には難しい部分があるのではないかと考えられる。義務教育は中学校までであり、そこからの選択はある意味自由であるだろうと思われる。家庭環境だけでなく、本人の意思による部分もあることから、その部分を県で把握し、支援は行うということは難しいと思われたところである。実際に、かなりの人数がいるわけであるが。
- 佐々木委員 中学校を卒業すると、高等学校に行く子どもは、高等学校で色々な形で県からの保護を受けることができるし、就職支援は、中学校として行い、就職した後は、社会人として社会的な保障を得ることができるわけであるが、この159人の子どもについて、「卒業した後は、どのように行動し、どのように暮らしていたとしても、誰も関知できません。」ではないと考えるものである。
- つまり、県教育委員会は、中学生に対しては、行政的に色々な義務と施策があるし、高校生に対しても同様にある。ところがその狭間にいる、「どちらにもいかなかった159人についてはわからない。知りません。」では、良くないと思うものである。やはり卒業した後、何をしているのか、どのように暮らしているのかということについて、ある程度把握しておく必要があると考える。もちろん佐竹委員のお話にもあったとおり、行政としてできること、できないことがあると思うが、中学校を卒業して高校に来た子どもたちだけを見ればよいという問題ではない。宮城県の大事な子どもたちであることから、この159人について、もし県の教育委員会でカバーできないのであれば、この子どもたちは、どこでどのように受け止めて保護していくことができるのかということについて伺っている。
- 総務課長 はじめに、この統計調査の数字の部分について整理申し上げる。進学者の中には、例えば高校進学を目指して予備校に入っている者も含まれおり、就職者については、給料・賃金・利潤・報酬・その他経常的収入を得る仕事に就くことを、一つの定義としている。そのため、自家自営業に就いた者は含めるが、家事手伝いやいわゆるアルバイトに就いた者は含めないということになっている。
- そしてここでは、進学者と就職者以外の者というカテゴリーで統計処理されることとなる。義務教育課の調査では、そのカテゴリーが215人の総数となっており、その内訳は、家事を手伝いや家事従事予定者が90人ぐらい、就職待機という者が64人、病気療養中という者が4人、国外留学という者が3人で、その他として54人。そのうち、予備校ではなくて、中学浪人という者43人となっている。その子どもたちへの対応については、担当課が詳しい。
- 義務教育課長 就職待機者と、予備校に行かないで中学浪人をしている子どもたちの部分が、一番心配されるところだと思う。
- 学齢が終わったとしても、市町村の各教育委員会を窓口にして相談を行っている

ころであり、そのような子どもたちは、中学校にも時々訪れてきており、そこで現状の把握を行っている。中学浪人の子どもたちも、「勉強をしに来た。」と言って学校に来るし、学校が別室で補講のようなことも行ったりと、その対応は様々となっている。それは「支援」という言葉で行っているのではなく、子どもたちとその保護者に対しての「次の対応」であるとか、「情報の提供」ということで実施しているところと考えられる。どこの市町村でもそのような対応を行っているところである。

佐々木委員

その中学浪人の子どもたちは、私立高校への入学ではなく、公立高校に入りたいと思う子どもたちが多いのだろうか。あるいは、私立にも公立にも学力結果が届かなかったということになるのか。

義務教育課長

希望した学校に入りたいので、もう1年頑張るという子どもが多い。また、中には学力が届かなかったという者もいる。

委員長

簡単な統計ではあるが、色々なことを含んでいおり、掘り起こしていくとまだまだ議論は尽きないものである。概要版の段階ではあるが、これを定例の業務とし終わらせるのではなく、数字で見える事象をしっかりとフォローしていただき、教育委員会として何が必要であるのか、よく考えていくことが重要であると思う。

(2) 第2期県立高等学校将来構想審議会に対する諮問について

(説明者：教育長)

第2期の県立高等学校将来構想審議会については、去る8月10日に第1回目の審議会が開催され、別紙資料1ページ及び2ページのとおり、高校教育改革の成果等に関する検証について諮問を行った。

諮問の趣旨については、資料2ページ目の「諮問理由書」の4段落目に記載しているとおり、現県立高校将来構想及び新県立高校将来構想の計画期間中に実施され、または実施が見込まれる施策のうち、1つ目は「男女共学化」など本県高校教育の制度・枠組みを変更するものであって、生徒及び保護者に与える影響の大きいもの。2つ目は、普通教育や専門教育の体制整備など、社会の変化や時代の要請を踏まえてその方向性を常に点検していく必要があるものについて、施策としての合理性や有効性を含めて成果や課題を明らかにし、今後の対応の方向性を諮問したものである。

併せて、5段落目にあるように、検証に当たっては実態を的確に把握することが重要であるため、現状把握の手法の確立についても調査審議をお願いしたものである。今後、当審議会では検証テーマを設定し、そのテーマごとに専門的かつ客観的な視点で検証を行いながら、課題の抽出や改善に向けた方向性などが審議されていくこととなるが、その過程においては、必要に応じて逐次審議経過などをこの場で報告していくこととしている。

本件については、以上のとおりである。

(質疑)

小野寺委員

審議会は開催されており、その内容は公表されている。検証の意味であるとか、審議の進め方など、初めての試みでもあり、頑張りたいと思う。

私は、審議会というのは大変な作業であるし、審議会の意見や主体性を尊重して、前向きな検証や提言をいただければと思っている。それが、県民なり、学校関係者の期待するところと思う。検証の資料をどう収集し整理するか、事務局でのこの部分の作業が非常にたいへんであると思うが、是非、第一線で生徒と接している学校現場の意見を取り入れていただきたいとお願いするものである。

11 専決処分報告

(1) 平成22年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について

(説明者：教育長)

平成22年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について、ご説明申し上げます。5月の定例教育委員会

で審議いただいた「政策評価・施策評価基本票」について、宮城県行政評価委員会から判定及び意見などが付された答申が7月21日にあり、これら意見に対する県の対応方針の作成及び最終評価をするに当たり、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決処分したものである。資料は1ページから9ページまでとなる。

資料4ページをご覧願いたい。左側に5月の教育委員会で審議いただいた評価原案が記載され、右側にそれに対する行政評価委員会の判定及び意見、そして評価委員会に対する県の対応方針、一番右に、行政評価委員会からの意見を踏まえた県の最終評価結果がそれぞれ記載されている。

なお、評価原案に対する行政評価委員会の意見に記載されている判定基準については、資料3ページのとおりであり、教育委員会が担当する全ての施策について、「適切」または「概ね適切」という判定がなされていることから、施策の成果及び事業構成の方向性については、評価原案を変更する必要はないと考えている。

また、「評価の理由」「次年度の対応方針」欄については、行政評価委員会の意見を踏まえ、評価原案から下線部のとおり修正している。これらの対応方針及び最終評価結果については、知事部局で取りまとめ、9月議会に報告される予定となっている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

小野寺委員

質問ではなく感想である。この評価結果については、事前に資料送付を受けており、5月の教育委員会定例会において「事務局の自己評価については妥当ではないか」ということを申し上げた。いま、教育長から話があったように、行政評価委員会の回答も、「適切」、「概ね適切」であり、大きな相違はないもので、評価原案のとおりであると思う。

ただし、5月にも申し上げていたが、この行政評価について教育委員会での審議が必要になって今回で3回目となる。評価における「概ね適切」と「やや遅れている」は、この3年間変わっていない。「やや遅れている」とされたものが、3年間変わっていない項目がある。この先のハードルが高いものがあるかもしれないが、この辺りは厳しく受け止めて、ステップアップしていったほしいと考える。

行政評価委員会の助言にも色々ある。それを踏まえて、課題なり施策などを市町村や学校現場と共有して、協働して進めていかなければならないと考える。宮城県では市町村と県の協働がだいぶ高まっているし、これは大きな強みでもあり、今後、十分にアップしていく可能性とその力があると見ているところである。

それで、資料の中で、少人数学級に向けた行政評価委員会の意見がある。これがどのような形で意見をしているのか読み切れないところがある。先ほど学校基本調査速報のところ、1学級の適切な児童生徒数が話題になった。40人の学級もあれば、10人の学級もある、足して割れば25人となる。色々議論にはなるが、少人数学級の効果というものは立証されていると感じる。全国的な動向の中で、宮城県の取り組みがどの立ち位置にあるのかわからないが、国でも少人数学級の制度について検討を始めている。教育とは5年とか10年をかけて、その効果というものが出てくるものであり、そこから考えれば、いま始めないと遅いということになる。県の財政事情の厳しさはわかるが、ここの評価にある内容は宮城県の方針であるのだから、国への働きかけとともに、少人数学級の拡充という教育改革の制度については、県としてもできる限り推し進めていかなければならない。そうすることによって、私は、学校現場の士気も高まると感じている。

(2) 平成23年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について

(説明者：教育長)

平成23年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。資料は10ページか

ら16ページとなる。

県立学校使用図書は、県立学校の管理に関する規則第12条により、教育委員会が採択したものを使用しなければならないことになっている。今年度は小学校用検定教科書の採択の年に当たっているため、小学部用検定教科書及び、毎年採択することになっている学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、俗に一般図書と呼んでいるものを採択することになる。そのため、宮城県立特別支援学校教科用図書採択検討会議を開催し、各特別支援学校長から採択希望の報告があった教科用図書について、平成23年度使用教科用図書採択基準に基づき検討した結果、小学校用検定教科書ならびに小学部・中学部及び高等部において使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書として適当であると認められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、11ページから16ページのとおり、8月10日付で採択について専決処分したものである。

以上のとおり、報告申し上げる。

(質 疑)

小野寺委員 十分に検討会議の場で検討を行い、学校現場に適した教科書が選定されていると考えられる。

佐竹委員 現場の先生が使いやすいもの、指導しやすいものが一番だと思うので、支障はないと考えられる。

(3) 平成23年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について

(説明者：教育長)

平成23年度使用県立高等学校、特別支援学校高等部及び県立中学校用教科書の採択について、ご説明申し上げます。資料は17ページから19ページ、また、別添として資料1及び資料2がある。

県立学校の教科書は、先ほど申し上げたとおり、県立学校の管理に関する規則第12条の規定により、教育委員会が採択したものを使用しなければならないということになっている。高等学校及び特別支援学校高等部では、各学校に設置されている教科書選定委員会の審議を経て候補となる教科書を選定し、各学校長から採択の申請が行われた。また、県立中学校においては、教科用図書選定調査委員会が候補となる教科書を選定し、各学校長から採択の申請が行われた。

これを受け、教育庁内で設置している「県立学校の教科書採択に係る審査委員会」において、一つには各学校の教育課程との整合性が見られるか、生徒の実態に配慮されているかなどの観点で審査を行い、全て妥当なものであると判断したものである。このことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、別添資料1のとおり8月10日付で採択について専決処分したものである。

なお、詳細について高校教育課長から説明を行う。

(説明者：高校教育課長)

今回、専決処分で決定した教科書の一覧表が資料1のとおりである。1ページから46ページまでが、県立高等学校及び特別支援学校高等部で採択する教科書である。県立高等学校73校、特別支援学校高等部関係は4校となる。

47ページ目は、県立中学校2校で採択する教科書の一覧となっている。

資料1の1ページ目をご覧願いたい。学校順に各科目で使用する教科書の発行社名と教科書番号が記載されている。なお、書名は省略している。1ページから5ページまでは学校番号1番の仙台第一高校から10番の気仙沼高校までの採択一覧、6ページから10ページまでが11番の宮城第一高校から17番の名取高校まで、11ページから16ページまでが18番の村田高校から28番の泉高校まで、17ページから21ページまでが29番の中新田高校から43番の柴田高校まで、22ページから29ページまでが44番の仙台東高校から56番の加美農業高校まで、30ページから39ページまでが57番の小牛田農林高校から67番の古川工業高校まで、40ページから46ページまでが68番の米谷工業高校から73番の第二工業高校まで、ここまでが県立高等学校である。特に、実業高校等においては、専門学科の科目が多く記載され

ている。74番の視覚支援学校から77番の西多賀支援学校までの4校が特別支援学校となっている。47ページが県立中学校であり、48ページについては発行者の一覧である。

続いて、別添資料2について、来年度新たに購入する教科書の集計一覧であり、1ページ目をご覧いただきたい。例として、左端の「国語表現」について、縦に目を落としていくと、下欄に「合計46」の記載がある。これは、県内全部で、延べ46の学校においてその教科書が購入されるということを表しており、その下の「6」は、「国語表現」の教科書の発行者が6社あるということ、さらにその下の「5」は、本県で採用する数を示している。

このように、本県ではほとんどの科目で、採用数の多少はあるが、発行されている各社の教科書が幅広く採用されているものである。全体的に見て、外部委員を含む審査委員会においても問題点の指摘はなく、各県立高校、県立中学校等の教科書の採択については、各学校の生徒の実態と教育課程を踏まえた適切なものであると考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

小野寺委員

事務局の説明のとおり、子どもたちの実態、教育課程を踏まえた適切なものだと考えられる。ひとつだけ、県立中学校2校については、生徒の実態等が相違することから、それぞれ別々に採択するという事なのか。

高校教育課長

そうなる。

佐竹委員

採択方針等の部分は、いまの説明のとおりであると思うが、他県や私立学校との兼ね合いは、加味されて採択されているものなのか。

高校教育課長

文部科学省の検定用教科書の中から選定することになっており、全国的に同じ状況の中で採択をすることになる。私立学校は、学校で採択することができるので、県私学文書課を経由して当課に報告が届くという状況である。それを加えて、宮城県全体として、文部科学省にその需要数を報告するものである。

1.2 課長報告等

(1) 平成22年度全国学力・学習状況調査結果について

(説明者：義務教育課長)

平成22年度の全国学力・学習状況調査結果の概要について、ご説明申し上げます。

資料は2種類であり、1つは、1枚2ページとなる「宮城県の調査結果概要」であり、もう1つは、別冊24ページものの「宮城県の調査結果報告」であり、これは、今回公表された県の結果の状況をまとめた資料となっている。それでは、調査結果の概要をもとに説明をさせていただきます。

1番目の「調査のあらまし」については説明を割愛し、2の「結果の概要」から詳しい説明を行う。

はじめに、(1)の「教科に関する調査結果」の1つ目について、今年度の全国平均正答率は、昨年度に比べて小学校国語A、Bでは高く、そして小学校算数B、中学校国語B、数学Bでは低くなっており、本県でも同様の傾向である。

の2つ目について、本県の小学生の平均正答率は、国語の「知識」に関するA問題では全国平均を僅かに上回っている。国語の「活用」に関するB問題、そして算数の「知識」に関するA問題では全国平均を下回っているが、その差は昨年度より縮まり、僅差となってきている。しかしながら、算数の「活用」に関するB問題については全国平均を下回り、その差は昨年度よりも大きくなっている。

の3つ目について、中学生の平均正答率は国語の「知識」に関するA問題、国語・数学の「活用」に関するB問題については、全国平均を上回る結果となっている。数学の「知識」に関するA問題については、全国平均を下回っているが、その差は昨年度よりも縮まってきている。

次に、(2)の「児童生徒質問紙調査の結果」について、はじめに、アの「基本的な生活習慣について」の1つ目は、昨年度までの傾向と同様に、本県の小・中学生は、「はやね・はやおき・あさごはん」、そして規則正しく生活することなど、基本的な生活習慣に関する質問に対しては、全国に比べて肯定的な回答を

している項目が多い。

の2つ目について、小・中学生ともに、長時間テレビを見ている子どもの割合は平成20年度より少しずつ減少しているが、依然として全国値よりも高い状況となっている。

続いて、裏面2ページ目をご覧願いたい。イの「学習習慣及び学習意欲等について」の1つ目については、小・中学生ともに家庭で予習・復習をしている割合は昨年度よりも増加しており、全国値よりも高い値となっている。

それから、の2つ目について、平日に家庭で小学生が1時間以上、中学生が2時間以上勉強している割合は、小学生では年々増加してきており、今年度、全国値を上回ることになった。一方、中学生では僅かずつ減少し、全国値よりも低くなっている状況にある。

次に(3)の「学校質問紙調査の結果」についての1つ目についてである。「指導計画や学力の向上に向けた取組を検討するにあたり、この調査結果等を参考にした。」と回答した学校の割合は、小・中学校ともに100%に達している。

の2つ目について、国語の指導において「書く習慣や読む習慣を付ける指導」に取り組んだ学校の割合は、小・中学校ともに全国値よりも高い状態となっている。

続いて、の3つ目について、算数・数学の指導において、実生活における現象との関連を図った授業を行った学校の割合は、昨年度よりも減少し、全国値よりも低くなっている状況である。

3の「今後の対応」について、昨年度までの状況を踏まえると一部課題が見られるものの、小・中学校ともに改善が図られ、全体として学力向上の成果が表れつつあるものと考えられるものである。しかしながら、まだ全国平均を下回っている教科があることから、今後も学力向上に向けて鋭意取り組んでいく必要があると考えている。今後さらに、検証改善委員会等において調査結果を詳細に分析し、学習指導の充実が図られるような資料を作成するなど、市町村教育委員会並びに各学校に対して、学習指導の充実が図られるような資料を作成するなど、支援を行いたいと考えている。

次に、別冊の「宮城県の調査結果報告」をご覧願いたい。目次の章立ては、として「平成22年度全国学力・学習状況調査の概要」、として「各教科の調査の結果及び指導改善のポイント」、として「類似問題の経年比較」、として「児童生徒質問紙調査結果」、として「学校質問紙調査結果」としている。

今回の報告書の作成にあたり、工夫を行った点について説明をさせていただく。この報告書の3ページと4ページをご覧願いたい。ここには、小学校国語のA問題について、分析した内容を掲載している。次のページからは、ほかの教科について同様の作成をしているものである。

(1)から(4)までは、昨年度までの報告書の内容と同じものである。今年度は、別に示していた各教科の「指導改善のポイント」を(5)として、このページの中で見ることができるようページ内に加えている。そのことにより、各教科において出題された問題の傾向、本県の子どもたちの回答状況、課題、そして改善のための具体的な方法が、この見開き2ページで確認できるようにしているものである。

次に、同じ冊子の19ページから20ページをご覧願いたい。今年度の調査対象となった中学校3年生は、平成19年度小学校6年生の調査対象であったことを踏まえ、両調査で出題された類似問題について取り上げ、その比較分析をしている。詳しくは後ほどご覧いただきたい。

この報告書は、県内すべての市町村教育委員会や小・中学校に送付し、指導の参考資料として活用してもらうものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅使瓦委員

宮城県内で今回の全国学力・学習状況調査学力テストに参加した学校は8割弱だったと思うが、この「調査結果の報告書」は、その結果となるのか。あるいは、文部科学省が抽出した3割の学校の結果であるのか。

義務教育課長

文部科学省の抽出学校の結果であり、当県では、小学校で約33%、中学校では約54%の学校を国から指定してきている。残りの学校の分は希望調査であり、それは、これとは別に結果が出てくるので、市町村教育委員会での分析を行い、各学校にフ

ードバックするということになる。

勅使瓦委員

抽出分の調査結果を各市町村に資料提供したとしても、市町村では、宮城県全体の傾向は把握できても、個別の市町村の傾向は把握しにくい。この結果をもって、それぞれ正しい学習指導であるとする事ができるのかどうか疑問に感じる。

学力の向上は、最後には個別指導になると考えるので、市町村単位、学校単位での結果があってこそ、その弱みや強みが把握でき、その先の本来の学力を伸ばしていくという指導につながるものと考えるところである。

文部科学省が、今後もこの抽出方式で調査を継続するのかという問題でもあるが、全国で概ね3割の抽出校調査で行われていくと、実態との乖離がすすみ、的確な指導に結びつかないという気がする。それから、仙台市では独自調査を行っているが、同様に、宮城県でも独自の調査を行っていないと、今後、的確な指導ということについて、難しくなっていくのではないかと心配する。

義務教育課長

委員ご指摘のとおりと考える。この調査について、国からアンケート照会が来たが、県としては、「悉皆調査、教科数の増を希望する」と回答している。

しかしながら、国では、財政上の理由を上げているほか、「3割程度で全体の様子は概ね計れる。」という立場である。今回の平均正答率を見ても、波線で表示されたところの中間値を取れば、95%信頼区間になるということ踏まえ、悉皆調査であった昨年、一昨年との比較を行い、今年度の傾向を見て取るということまでできない。

ただし、県の調査結果報告を見て、学習指導等に取り組んだ小・中学校はいずれも100%であったことから、施策としての学力向上の思いは、県、市町村、学校ともに共有しているものであり、その方向性についてどのようにするかという議論になってくると考えている。

小野寺委員

いまの勅使瓦委員の発言の趣意は、結局のところ、学力・学習状況調査は何のためにあるのかということである。今回の抽出方式、3割のサンプル方式というものは、これまでとその目的が違うものとなっている。以前の3回とは違うから、それについてあれこれ言えないと思う。ただ、勅使瓦委員の話のとおり、個々の児童生徒の学力向上に役立てるという視点から見れば、結局、悉皆方式ということになるのかどうかと思われる。宮城県としては悉皆調査を希望、都道府県の7割は悉皆調査を希望しているが、市町村での悉皆調査希望は5割と差がある。この部分について、市町村と学力についての話し合いをしっかりと行い、再度検討した上で、文部科学省に要請したほうがいいのではないかと考える。

しかしながら、この調査、4回目であるが結果はあまり変わっていないし、そもそも、学力・学習状況調査の実施で学力が向上するのかという問題もある。その点について、このあたりで一度立ち止まって考えてみる必要がある。学力状況調査テスト対策的な動きがでてきているようなので、そもそもを考えてみることも必要と感じた次第である。

加えて、仙南地方では、独自でテストを行っているが、「希望校調査があるのであれば、やりたかった。」という声も聞くことから、市町村教育委員会では、やはり悉皆調査を望んでいるし、学校現場の意見では、希望校調査は、学校で自己採点をしなければならぬが、その作業が負担で、「抽出された方が良かった。」との声もあり、様々である。そういう意味からも、この辺で立ち止まって考える時期ではないだろうかと思ったところである。

それとは別の視点の話になるが、宮城県の平均正答率を見てみると、小学校は低迷状況から脱却する兆しが現れていると思う。中学校の場合は、2年連続で3つの調査で全国平均を上回っていることから、これは本物であると捉えていいと考える。学力

・学習状況調査は、学力の一つの側面、結果でしかなく、しかも2教科だけの調査であるという前提をもちろん踏まえた上で、この結果を見ると、小・中学校ともに宮城県の場合は上昇傾向にあると、私は受け止めている。

これは、一つには、児童生徒や学校の頑張った姿があると思うので、その努力を前向きに評価して、児童生徒や学校の意欲をさらに高めていただきたい。また、県の学力向上対策についても、この間、3本立てで推進してきたが、これが徐々に浸透してきた結果であり、その施策の方向性が適切であったと思料される。

今後もこの3本柱で進めていくことになると思うが、やはり学校現場のマナー化は防ぐことが肝要である。「また今年も同じか。」「毎年同じことか。」という受け止め方ができてしまうので、施策を進化させて、学力向上の意気込みが持続するようにしてほしい。

それから、2ページ目の基本的な生活習慣で、テレビとかゲームの時間については、どの程度が適当かはわからないが、生活習慣や家庭学習について好ましい傾向が見られている。「はやね・はやおき・あさごはん」に言い表してきたことに、家庭もその必要性に気づいて、浸透してきたと考えられる。「家庭の教育力がない。ない。」ばかりを言うのではなく、改善している、向上しているところは、積極的に広報して励みとしていくことも大切である。それを切らすことなくつなげていく、広げていくということである。次に、この調査報告にはないが、インターネットで見ると、宮城の子どもたちの地域行事への参加率は、非常に良い。これは、1回目の調査のときから、全国的に飛び抜けて良い数字になっていたと思う。私は、これは大変素晴らしいことだと思っている。地域と学校と子どもたちの関係は、いわゆる協働教育ということの成果でもあると思っているので、これを宮城の土壌としてしっかり根付かせていってほしい。

子どもの生活習慣の改善・向上については、家庭がある程度気づいて、努力している結果であるということ、それから、宮城の子どもたちの地域行事への参加が大変いいということ、この2点については、これを積極的に広報してほしい。本日、控え室配付資料で、教職員課から新聞掲載中の「まなびや日誌」を見せてもらったが、このような形で、いまの部分も情報発信してほしいと考えるところである。

教 育 長

本県の学力・学習状況調査は、抽出対象校と希望参加校で、勅使瓦委員の話のとおり県内の8割となっているが、仙台市については、独自調査で希望参加もしていないことから、その仙台市を除くと、この調査への参加率は県全体で90数%となっており、それだけ各市町村の学力・学習状況調査に対する期待には大きいものがあると考えている。

来年度も、今年度と同じ方式での調査の実施が決まったが、それは今後ともそれが固定されるということではなく、議論をしており、その中でも色々な考え方があり、結論を導けないことから、とりあえず、来年度は今年度と同じ方式にするとなったものである。今後、国がどのような方式を進めていくつもりであるのかを見極めた上で、場合によっては先ほどの勅使瓦委員の話にもあった県独自の調査の実施も想定しつつ、県の方向性を決めていく必要があると考えている。

それから、小野寺委員から話のあった、学力・学習状況調査の学力レベル以外の部分も、積極的に広報すべきであるということについては、私も全く同感である。色々な機会を捉えて、広報をしていきたいと考えているところである。

佐 竹 委 員

この調査結果を見て、学力向上の参考になり、学校現場でも活用しているということで、前向きな取り組み姿勢を感じたところである。また、普段の生活面についても、少しずつ改善がすすんでいるところでもある。

このような調査結果の報告を受けていて感じることもあるのだが、各学校には学校

評議員が設置されていると思う。その人たちから、学校評価が出た段階で、その報告を受けるという話を聞いたことがある。その学校評議員について、学校の話聞くだけでなく、学校評議員同士が県下で連携できるようなシステムというものを作ることができないかと思っている。

結局のところ、学校評議員は、PTAの会長経験者であるとか、その学校への思い入れが強い人たちがボランティアで就いている。そのような学校評議員の方々が、一同に県下で、話し合いのできる機会があれば、学校同士の連携、切磋琢磨がさらにできるようになるのではないかと思ったところである。もしくは、そのような連携の場を設けている例があるのがどうか伺いたい。

義務教育課長

学校評議員は、“学校で” “学校を” 支える評議員であることから、県下で話し合いを行う、意見を交わすという機会はないとの認識である。

佐竹委員

実はその評議員の方々から、自分はお飾りみたい的であるという話をされたことがある。年に2、3回、学校側の話聞くだけの立場であると、他の学校の学校評議員とも意見交換したいが機会がないということである。それは、市町村が行うべきことかもしれないが、県下の学校に学校評議員が置かれているのであれば、そのような機会を設けることも、学力の向上や生活習慣の改善についての連携なり、連動になるのではないかと思う。

義務教育課長

PTAの場合は、県下一円で意見を交わす機会があるが、学校評議員は、様々な立場の方から学校への支援を行ってもらっている。見い出される課題も様々にあり、各学校独自のものであり、同じ課題というのはなかなかない。学校評議員は、地域の中で学校の特色なりを踏まえて、それぞれの学校を支えていく大きな役割とであるという認識であり、県全体の場が必要なのかどうかということもある。

佐竹委員

県全体での意見交換会のような場があれば、学校評議員も活発な活動ができるのではないかと思ったところである。各学校での出来事なり、課題への取組状況などを伝え合う場、それほど大きな規模でなくとも構わないので、そのような意見交換会ができれば、学校評議員の方々は、本当に学校のことを思っている人たちであることから、さらに活躍していただけるのではないかと思ったものであるが、やはり難しいのだろうか。

小野寺委員

学校評議員制度の話であるが、県立学校の場合、学校評議員の選定をどうしているか不明であるが、各市町村の小中学校では、その人数や年間の開催回数等を、それぞれ各学校で決めている。その上で、それぞれの学校課題についての指導や助言を学校評議員から得て、それぞれの学校の教育力を高めるとのことだと思う。

佐竹委員からこの話を聞いて思うことは、各学校における学校評議員への情報提供がどのように行われているのかということである。色々な情報をどのように提供しているかという問題である。例えば、第三者評価として、学校評議員も学校を評価するのであれば、その情報が適切に提供されないといけない。その学校評議員に対して、どのように情報を提供していくか、学校評議員が判断しやすいような情報の提供、現場の視察など学校評議員制度を、どのように実効性のあるものにしていくかということと思われる。

勅使瓦委員

私自身、学校評議員に就いているが、全県下で会合の機会を設けるのは、現実には難しいという感想である。人数的にも、宮城県内には小中学校だけで600校以上あることから、各学校から3人ずつとしても1800人以上になるということである。

学校評議員の立場で感じることは、学校評議員と学校そしてPTAが、お互いにもっと関わるべきである。学校とPTAが、子どもたちをどのようにしたいのかということ、学校評議員と一緒に話しかうという場がない。情報もない。どうしても学校サイドで決めるということになってしまうので、学校長と話し合いをするなど

して、PTAの役員も一緒になり、学校評議員との会議を持つことによって、色々な情報をもっと出てくるようになると思う。そのようにしていけば、自然と学校評議員サイドの不満もかなり解決できるという感じである。

それと、学校評議員も、もう少し学校のために何かをしたいということであれば、学校での取り組み、それこそ協働教育の部分での支援に加わる、一般の地域の支援者と一緒になって活動を行うということも必要である。他には、学校側から相談を受けたときに、学校評議員として学校を訪れ、共に一生懸命考えるということもあればいいと感じている。

佐竹委員

私が聞いた話は、言葉は悪いかもかもしれないが、枠の中だけの議論で終わってしまうということである。県のこの教育委員会は、このように県の執行部に対して自由に意見を述べ、議論をしているからこそ、活発で元気があり、そこから生まれた根は深く広くなっていくと思っている。その姿から、いまの学校評議員制度を見ると、せっかく意欲のある方々が学校評議員に就いているのに、非常にもったいのないことであると感じた次第である。

そうであれば、地域の協働を考えるときに、この学校評議員の方々も、全県までいなくても、一地方のグループ単位でも構わないので、お互いのコミュニケーションを図られる場があれば、そこでの情報交換等を通じて、さらに自分の地域に戻ってから活躍してもらえると考えたものであり、そこを県からも呼びかけてもらえればと思ったところである。

小野寺委員

佐竹委員の趣旨は十分に了解である。

勅使瓦委員

確かに、学校にはこの制度をもう少し有効に活用してほしいと思う。

佐々木委員

別件について、資料の22ページ、「自尊意識・規範意識」のところで、全国的な傾向かもしれないが、「自分には良いところがあると思う」という子どもの割合が、小学生で73.6%、中学生では63.8%、これはあまりにも低い数字であると思う。これから宮城県は、「志(こころざし)教育」を全国に発信していくのだから、子どもたちの良いところをもっと見つけ出し、掘り出し、子どもたちに自信を付けさせるということ、大きな目標にしていきたい。この数字が、8、9割を超えるくらいの高い水準になるべきである。子どもたちが、自分にはこういうところがある、こういう特徴がある、こういうことができる、こういうことをしていきたいという基本の部分になるところにもかかわらず、この数字はあまりにも低すぎる。ここが出発点では、大きな志を持つことはなかなか難しいことから、ほとんど100%の子どもが、「自分はこういう良いところがある。」と言えるような、そういう教育環境をつくっていただきたい。そこから「志」は生まれてくるものであり、いいところが一つもないと思う自分が、どうして大きな志を持つことができるのであろうか。

そして、「将来の夢や目標を持っていますか」については、小学校では86%の子どもが持っているが、中学校では割合が減っている。本来であれば、もっと増えて然るべきである。色々なことを学んで、力を付けてくるのだから、中学生になったらこれが小学生よりも高く、そして、高校になったさらに高くなるようになってほしい。

これが宮城県の「志(こころざし)教育」を発信する一番の指標だと思うことから、小学生よりも中学生のほうが高くなるという目標意識を持って、取り組んでいただきたい。

(2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明者：施設整備課長)

先月7月21日に、文部科学省から平成22年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について公表されたので、本県公立学校施設の耐震改修状況と併せ、その概要についてご報告申し上げます。資

料の課長報告(2)をご覧願いたい。

はじめに、資料3ページ「耐震化率の概要」についてご説明申し上げる。耐震化率については、この表の下の(注1)に記載のとおり、全棟数に対する耐震性がある棟数の割合で算出している。

まず、(1)の非木造の建物について、平成22年4月1日現在の耐震化率は、小中学校については県平均で93.5%、全国平均では73.3%、高等学校については、県平均で91.3%、全国平均では72.9%、特別支援学校については、県平均で100%、全国平均では87.9%、幼稚園については、県平均で86.5%、全国平均では66.2%となっているものである。

なお、高等学校における設置者別の耐震化率については、この表の(注3)に記載のとおり、仙台市が100%、石巻市が45.5%、宮城県が91.6%となっている。県の耐震化率が91.6%となっている理由は、算出にあたって分母となる全棟数の中に、老朽化等に伴い解体が予定されている建物や、現在改築中の建物などが含まれているためであり、これらを除くと耐震化率は100%になるものである。

(2)の木造の建物について、平成22年4月1日現在の耐震化率は、小中学校では県平均で55.6%、全国平均では67.6%、幼稚園については、県平均で100%、全国平均では79.1%となっている。高等学校及び特別支援学校では、対象となる施設はないものである。

なお、この表の(注2)に記載のとおり、木造については平成21年4月から調査対象となったことから、平成20年4月1日現在における耐震化率は空欄となっている。

次に、資料の4ページについて、非木造施設に係る県内市町村立小中学校施設の耐震改修状況である。一番上の欄の右側から4列目、L欄の耐震化率をご覧願いたい。耐震化率が100%となっている市町村が網かけになっているが、今回、新たに14番の蔵王町、31番の加美町及び34番の女川町が加わったことから、17市町村となり、約5割の市町村で耐震化が完了している状況にある。

資料の5ページ、県内の県立及び市立の高等学校施設及び特別支援学校施設並びに市町村立幼稚園施設の耐震改修状況について記載している。さらに次の6ページについては、木造施設に係る県内市町村立小中学校施設及び幼稚園施設の耐震改修状況について記載している。

以上のとおり、県立学校施設については、老朽化等に伴い解体が予定されている建物などを除くと、平成20年度をもって耐震化を予定していた施設の全てについて工事を完了したところである。また、市町村立の学校施設については、耐震化率で全国平均を大きく上回り、耐震化が着実に進んでいるが、一部の市町村において取組が遅れているところである。県教育委員会としては、これらの市町村に対し、耐震化の必要性や国の財政支援措置等について改めて周知を行うなど、早期に学校施設の耐震化が図られるよう強く働きかけていきたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

小野寺委員

宮城県は、地震に対して特別の備えをしなければならない。その点から、この耐震化は待ったなしで最優先に進めなければならない項目である。しかしながら、市町村の中では、教育委員会が声を出しても、首長部局においてスムーズにこの話をすすめられないという状況がある。県全体としてみれば、宮城県の耐震化はこの資料のとおり全国でも高いレベルにあることから、評価すべきものである。

2点伺いたい。いま、耐震化率100%の市町村が17、全体の半分まできたとのことである。県内全ての市町村で、施設の耐震工事が完了する見通しはどうか。

それと、国は耐震化を促進するため、耐震化工事への補助率を3分の2にかさ上げしていたが、これは本年度までの時限措置なのか。もしそうであるならば、この市町村の実態から、県として、その時限措置の延長要望が必要ではないか。

施設整備課長

後段について、補助率のかさ上げ措置の継続に関しては、現在、強く国のほうに申し入れをしており、国でも一定の理解を示しているという状況にある。

県内市町村での今後の見込みについては、昨年度の教育委員会定例会での意見を踏まえ、県教育委員会として積極的に各市町村を訪問し、要請を行っている。その際に

は、財政的な理由あるいは統廃合の関係もあり、思うように進捗しないという市町村が多いものであったが、やはり耐震化は必要であるという認識が浸透し、今年度と来年度の2カ年で大幅に進むこととなる。

県で把握している中では、一部の市において、財政的な事情から、学校施設等の耐震化完了は平成27年度までかかるというところ以外、平成24年度に耐震化率が100%に達するという計画になっている。よって、事情のある1市以外は、いまのところ着実に耐震化が進んでいると言えるので、その計画の進捗と、残る1市については、完了の前倒しを働きかけていきたいと考えている。

勅使瓦委員

これはかなり進んできているので、そういう意味では安心している。しかしながら、耐震化が騒がれてから、相当の期間が経過している。いまの課長説明にもあったが、財政的な面から速やかに実行できないということがあったと思うが、たまたま、いままでは大きな地震が発生しなかったので、事なきの状況だったと思う。

財政的に苦しくても、やらなければならない優先事項は、それこそ借金をしてでも行わなければならないと思う。万が一、授業中に大きな地震が発生し、校舎が崩れ、児童生徒が怪我をしたり、亡くなってしまうたらどうするつもりなのか疑問に思うところである。そういう住民の生命財産を守る分野について、借金をしてでも取り組むことには、住民は賛成してくれると思うので、もう少し果敢な取り組みをしてほしい。

施設整備課長

各市町村の財政事情に関することであることから、県としても、強制的な話はできないものであるが、学校施設の耐震化の必要性については、相当な回数で市町村に対して話をしている。

中国の四川大地震で多くの学校が倒壊し、子どもたちの死傷者も多く出したということもあり、阪神淡路大震災以降ここに来て、かなり耐震化の必要性の意識は高まっていると感じる。しかしながら、自治体の財政というのは、借金により即、事業を実施するという仕組みにはなっていないことから、県としては、まずは全ての市町村で耐震化の計画、道筋はついたという評価を行う。それを踏まえて、その前倒しをいかにできるかという観点で、市町村への要請又は協力を行っていきたい。

小野寺委員

平成24年度までにほぼ完了するのであれば、補助率がかさ上げの時限措置の延長が実現することが、市町村の大きな支えになると思う。

ただし、耐震化工事が完了したからといって安心となるものではない。岩手・宮城内陸地震の際には、耐震化工事が終わった学校でも問題が起きている。それは、耐震化工事というのは、建物の骨組みを補強することにある。私自身、新築の学校現場で地震があり、天井の一部が落下してきたり、壁が崩落した経験がある。あれは、平成15年の時で、たまたま「ノー部活デー」の日で中学校の生徒を早くに帰宅させた時であった。体育館のボルトが落下したり、窓ガラスが5、6枚割れたりしたので、もし生徒がいたとすれば、非常に危険な状況だったと思う。

私の経験から、耐震化工事が終わった学校は、建物内の施設や設備にも注意を払う必要があるということである。

施設整備課長

この耐震化率は、一定の震度で建物が倒壊をするかどうかの目安であり、要するに、倒壊しなければ、その後の救助を待つ、あるいは避難ができるということでの耐震化率である。小野寺委員ご指摘のとおり、建物は揺れて、斜めになったが倒壊することは免れた、しかしながら、天井が落ちてきた、壁が崩落した、ガラスが割れたということで、怪我をするケースが実際のところ非常に多い。

その点を踏まえ、県として国に先んじて考えていることに、この耐震化工事が完了したら、次は、壁やガラス等の部材の耐震化を進めなければならないということである。一部の支援学校では、避難経路にガラスが飛散ないように、窓ガラスにシールを貼付している。全ての県立学校の部材の耐震化は、喫緊の課題であると捉えている

小野寺委員 ； ものである。
 ； よろしくお願ひしたい。

13 次期教育委員会の日程について

委員 長 ； 次回の定例会は9月15日(水)午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後4時8分

平成22年9月15日

署名委員

署名委員